

漁 港 第 7 4 5 号  
令和7年(2025年)12月5日

一般社団法人  
北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部水産局漁港漁場課  
漁場事業担当課長

水産基盤整備事業(漁場)における「週休2日工事実施要領」の  
改定について

このことについて、別添のとおり改定し、令和8年(2026年)1月1日以降  
入札公告の工事から適用することとしましたのでお知らせするとともに、貴協  
会会員へ周知願います。

漁場整備係(担当:宮森)  
TEL:011-204-5470  
FAX:011-232-4139

週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要
P1	<p style="text-align: center;">令和7年 1月27日付漁港第854号 沿海（総合）振興局産業振興部水産課長あて 水産林務部水産局漁港漁場課漁場事業担当課長</p> <p style="text-align: center;">週休2日工事実施要領</p> <p><b>1 目的</b> 昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。 本要領は、水産基盤整備事業（漁場）における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p><b>2 適用</b> 令和7年（2025年）1月30日以降に入札公告等を行う工事から適用する。</p> <p><b>4 週休2日とは</b> 本工事における「月単位の週休2日【現場閉所】」とは対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間（12/29,30,31,1/1,2,3）及び夏期休暇3日間（8/13,14,15）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。</p>	<p style="text-align: center;">令和7年 1月27日付漁港第854号 <b>改定 令和7年12月 5日付漁港第745号</b> 沿海（総合）振興局産業振興部水産課長あて 水産林務部水産局漁港漁場課漁場事業担当課長</p> <p style="text-align: center;">週休2日工事実施要領</p> <p><b>1 目的</b> 昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。 本要領は、水産基盤整備事業（漁場）における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p><b>2 適用</b> 令和8年（2026年）1月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。</p> <p><b>4 週休2日とは</b> 本工事における「月単位の週休2日【現場閉所】」とは対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間（12/29,30,31,1/1,2,3）及び夏期休暇3日間（8/13,14,15）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。 <b>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</b></p>	<p style="text-align: center;">適用日の更新</p> <p style="text-align: center;">追加</p>
P2			

週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要
P2	<p><b>6 発注方式</b> 受注者が、工事着工前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望型での発注とする。 なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努める。</p> <p><b>7 補正方法</b> 当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は減額の設計変更を行う。</p> <p><b>8 週休2日工事の実施における留意事項</b> 1)～6) 省略 7) 週休2日工事【現場閉所】において、現場閉所率が月単位の4週8休に満たない場合は以下の経費を減額補正する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。 【対象経費】 漁場工事： 労務費※、機械経費（賃料）※、共通仮設費※、現場管理費※ ※月単位の4週8休以上達成のみ適用</p>	<p><b>6 発注方式</b> 受注者が、工事着工前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望型での発注とする。 なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p><b>7 補正方法</b> 当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は減額の設計変更を行う。 ただし、本要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」）に対して判断する。 よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。 （例） ①工事着工前に「月単位の週休2日」による取組を協議した場合 ・ 月単位の週休2日を達成した場合は、設計変更を行わない。 ・ 月単位の週休2日が未達成の場合は、減額の設計変更を行う。 ②工事着工前に「通期の週休2日」による取組を協議した場合 ・ 結果的に月単位の週休2日を達成した場合でも、減額の設計変更を行う。</p> <p><b>8 週休2日工事の実施における留意事項</b> 1)～6) 省略 7) 週休2日工事【現場閉所】において、現場閉所率が月単位の4週8休に満たない場合は以下の経費を減額する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。 【対象経費】 漁場工事： 労務費※、共通仮設費※、現場管理費※ ※月単位の4週8休以上達成のみ適用</p>	<p>通期の週休2日を必須化</p> <p>補正方法の記載を具体化</p> <p>語句の修正</p> <p>対象経費から削除</p>

週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要
P4	<p>10 工事実施フロー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>工事発注時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日工事を選定後、入札公告文や特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。(別紙-1参照)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>週休2日補正を行う場合の計算例</p> <p>(別紙-7参照)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事契約後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約後、受注者は月単位の週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。(別紙-2参照)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">施工計画書提出時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。</li> <li>・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(別紙-3参照)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事施工中</p> <p>○週休2日工事【現場閉所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。</li> <li>・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。</li> <li>・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。(別紙-4参照)</li> <li>・工事監督員は、関係書類により現場の月単位及び通期の閉所状況を確認するとともに、現場の閉所状況が4週8休未満の取組となった場合、減額補正する。(別紙-5参照)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。</li> <li>・工事監督員は、従前の施工成績評価のとおり、休日確保の観点で評価を行う。</li> <li>・現場閉所による完全週休2日(土日)の実施が確認できた場合、施行成績評価において評価する。(別紙-6参照)</li> </ul> </div>	<p>10 工事実施フロー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>工事発注時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日工事を選定後、入札公告文や特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。(別紙-1参照)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>週休2日補正を行う場合の計算例</p> <p>(別紙-7参照)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事契約後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約後、受注者は月単位の週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。(別紙-2参照)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">施工計画書提出時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。</li> <li>・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(別紙-3参照)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事施工中</p> <p>○週休2日工事【現場閉所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。</li> <li>・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。</li> <li>・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。(別紙-4参照)</li> <li>・工事監督員は、関係書類により現場の月単位及び通期の閉所状況を確認するとともに、現場の閉所状況が4週8休未満の取組となった場合、減額補正する。(別紙-5参照)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。</li> <li>・工事監督員は、従前の施工成績評価のとおり、休日確保の観点で評価を行う。(別紙-6参照)</li> </ul> </div>	<p>完全週休2日(土日)実施に伴う評価に係る記載の削除</p>

週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要
P5	<p>別紙－1</p> <p>1 入札公告・入札説明書の記載例 入札の公告</p> <div data-bbox="287 447 1377 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「1 入札に付する事項」に以下を追記する。</p> <p>(番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。</p> </div> <p>《総合評価方式による落札者を決定する場合》</p> <div data-bbox="287 669 1377 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《総合評価方式による落札者を決定する場合》</p> <p>「(番号) 総合評価の方法」に以下を記載する。</p> <p>総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。</p> </div> <p>※指名競争入札による場合は、別記を指名通知に添付するものとする。</p> <p>別記</p> <div data-bbox="287 1020 1377 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">週休2日工事に係る指名競争入札について</p> <p>この工事は、月単位の「週休2日工事」の対象工事であるため、次の事項を承認の上、競争入札に参加して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。</li> <li>2. 実施方法等は特記仕様書によるものとする。</li> </ol> </div> <p>2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。 (水産土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 ○○参照)</p>	<p>別紙－1</p> <p>1 入札公告・入札説明書の記載例 入札の公告</p> <div data-bbox="1504 447 2594 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「1 入札に付する事項」に以下を追記する。</p> <p>(番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。</p> </div> <p>《総合評価方式による落札者を決定する場合》</p> <div data-bbox="1504 669 2594 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《総合評価方式による落札者を決定する場合》</p> <p>「(番号) 総合評価の方法」に以下を記載する。</p> <p>総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。</p> </div> <p>※指名競争入札による場合は、別記を指名通知に添付するものとする。</p> <p>別記</p> <div data-bbox="1504 1020 2594 1339" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">週休2日工事に係る指名競争入札について</p> <p>この工事は、月単位の「週休2日工事」の対象工事であるため、次の事項を承認の上、競争入札に参加して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。</li> <li>2. 実施方法等は特記仕様書によるものとする。</li> </ol> </div> <p>2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。 (水産土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 ○○参照)</p>	<p>文言の変更</p>

週休2日工事実施要領 新旧対照表

		旧						新											
P8	記載例（工事契約後）													年度の更新					
	<b>工事施工協議簿</b>																		
	〔指示・承諾・協議〕確認																		
	工事名		〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事		発注者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課				〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事		発注者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課				
	業者名		(株)〇〇建設		決 裁 欄		決権 裁者		主 任 監 督 員		主 任 監 督 員		主 任 監 督 員		主 任 監 督 員				
	協議年月日		令和 6年 6月 3日				会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		
	記載者		内 容				会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		会社現 責任者等代理人技術者		
	協議事項		現場代理人 〇〇〇〇		例1) 当工事において、月単位の週休2日による施工を実施しません。  例2) 当工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。														
	合意事項		例1) 了解しました。 共通仕様書にも記載のとおり、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めてください。 なお、当初計上していた月単位の4週8休の経費補正については考慮しない設計変更を行います。  例2) 了解しました。 月単位の週休2日による施工を実施してください。 また、月単位の週休2日の計画工程表を提出願います。																
	当該協議簿最終取交し日		令和6年6月 3日		通し番号		No. 〇				当該協議簿最終取交し日		令和7年6月 3日		通し番号		No. 〇		
															文言の変更				

週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																
P9	<p>記載例（施工計画書提出時）</p> <h3 style="text-align: center;">工事施工協議簿</h3> <p>〔指示・承諾・協議・確認〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">工事名</td> <td style="width: 20%;">〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事</td> <td style="width: 10%;">発注者</td> <td colspan="4">北海道〇〇振興局 産業振興部水産課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>決裁者</td> <td></td> <td>主任 監督員</td> <td>監督員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業者名</td> <td>(株)〇〇建設</td> <td rowspan="2">決裁欄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議年月日</td> <td>令和 6年 6月10日</td> <td>会社 責任者等</td> <td>現場 代理人</td> <td>主任 技術者</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">記載者</td> <td style="width: 80%;">内 容</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">協議事項</td> <td>現場代理人 〇〇〇〇</td> <td>海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、休日等取得実績調書を提出します。</td> </tr> <tr> <td>工事監督員 〇〇〇〇</td> <td>提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">当該協議簿最終取交し日</td> <td style="width: 20%;">令和4年6月10日</td> <td style="width: 10%;">通し番号</td> <td>No. 〇</td> </tr> </table>	工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者	北海道〇〇振興局 産業振興部水産課						決裁者		主任 監督員	監督員		業者名	(株)〇〇建設	決裁欄					協議年月日	令和 6年 6月10日	会社 責任者等	現場 代理人	主任 技術者				記載者	内 容	協議事項	現場代理人 〇〇〇〇	海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、休日等取得実績調書を提出します。	工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。	当該協議簿最終取交し日	令和4年6月10日	通し番号	No. 〇	<p>記載例（施工計画書提出時）</p> <h3 style="text-align: center;">工事施工協議簿</h3> <p>〔指示・承諾・協議・確認〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">工事名</td> <td style="width: 20%;">〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事</td> <td style="width: 10%;">発注者</td> <td colspan="4">北海道〇〇振興局 産業振興部水産課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>決裁者</td> <td></td> <td>主任 監督員</td> <td>監督員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業者名</td> <td>(株)〇〇建設</td> <td rowspan="2">決裁欄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議年月日</td> <td>令和 7年 6月10日</td> <td>会社 責任者等</td> <td>現場 代理人</td> <td>主任 技術者</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">記載者</td> <td style="width: 80%;">内 容</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">協議事項</td> <td>現場代理人 〇〇〇〇</td> <td>海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、休日等取得実績調書を提出します。</td> </tr> <tr> <td>工事監督員 〇〇〇〇</td> <td>提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">当該協議簿最終取交し日</td> <td style="width: 20%;">令和7年6月10日</td> <td style="width: 10%;">通し番号</td> <td>No. 〇</td> </tr> </table>	工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者	北海道〇〇振興局 産業振興部水産課						決裁者		主任 監督員	監督員		業者名	(株)〇〇建設	決裁欄					協議年月日	令和 7年 6月10日	会社 責任者等	現場 代理人	主任 技術者				記載者	内 容	協議事項	現場代理人 〇〇〇〇	海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、休日等取得実績調書を提出します。	工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。	当該協議簿最終取交し日	令和7年6月10日	通し番号	No. 〇	<p>年度の更新</p>
工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者	北海道〇〇振興局 産業振興部水産課																																																																																
		決裁者		主任 監督員	監督員																																																																														
業者名	(株)〇〇建設	決裁欄																																																																																	
協議年月日	令和 6年 6月10日		会社 責任者等	現場 代理人	主任 技術者																																																																														
	記載者	内 容																																																																																	
協議事項	現場代理人 〇〇〇〇	海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、休日等取得実績調書を提出します。																																																																																	
	工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。																																																																																	
当該協議簿最終取交し日	令和4年6月10日	通し番号	No. 〇																																																																																
工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者	北海道〇〇振興局 産業振興部水産課																																																																																
		決裁者		主任 監督員	監督員																																																																														
業者名	(株)〇〇建設	決裁欄																																																																																	
協議年月日	令和 7年 6月10日		会社 責任者等	現場 代理人	主任 技術者																																																																														
	記載者	内 容																																																																																	
協議事項	現場代理人 〇〇〇〇	海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、休日等取得実績調書を提出します。																																																																																	
	工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。																																																																																	
当該協議簿最終取交し日	令和7年6月10日	通し番号	No. 〇																																																																																

掲載頁	旧	新	摘要																																																										
P13	<p>記載例（履行確認時）</p> <h3 style="text-align: center;">工事施工協議簿</h3> <p>〔指示・承諾・<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">協議</span>・確認〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">工事名</td> <td style="width: 25%;">〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事</td> <td colspan="2" style="width: 15%;">発注者</td> <td colspan="3" style="width: 40%;">北海道〇〇振興局 産業振興部水産課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業者名</td> <td rowspan="3">(株)〇〇建設</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決 裁 欄</td> <td style="width: 5%;">決 権</td> <td style="width: 5%;">裁 者</td> <td style="width: 5%;">主 任 監 督 員</td> <td style="width: 5%;">監 督 員</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">会 社 現 場 主 任 技 術 者</td> <td style="width: 5%;">代 理 人</td> <td style="width: 5%;">等</td> <td style="width: 5%;">責 任 者</td> </tr> <tr> <td colspan="5">協議年月日 令和 6年 9月 27日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">記載者</td> <td style="width: 90%;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">協議事項 現場代理人 〇〇〇〇</td> <td>本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合意事項 工事監督員 〇〇〇〇</td> <td>提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。  例1）（月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。  例2）（月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。</td> </tr> </table> <p>当該協議簿最終取交し日 令和6年9月27日 通し番号 No. 〇</p>	工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課			業者名	(株)〇〇建設	決 裁 欄	決 権	裁 者	主 任 監 督 員	監 督 員	会 社 現 場 主 任 技 術 者	代 理 人	等	責 任 者	協議年月日 令和 6年 9月 27日					記載者	内 容	協議事項 現場代理人 〇〇〇〇	本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。	合意事項 工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。  例1）（月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。  例2）（月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。	<p>記載例（履行確認時）</p> <h3 style="text-align: center;">工事施工協議簿</h3> <p>〔指示・承諾・<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">協議</span>・確認〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">工事名</td> <td style="width: 25%;">〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事</td> <td colspan="2" style="width: 15%;">発注者</td> <td colspan="3" style="width: 40%;">北海道〇〇振興局 産業振興部水産課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業者名</td> <td rowspan="3">(株)〇〇建設</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決 裁 欄</td> <td style="width: 5%;">決 権</td> <td style="width: 5%;">裁 者</td> <td style="width: 5%;">主 任 監 督 員</td> <td style="width: 5%;">監 督 員</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">会 社 現 場 主 任 技 術 者</td> <td style="width: 5%;">代 理 人</td> <td style="width: 5%;">等</td> <td style="width: 5%;">責 任 者</td> </tr> <tr> <td colspan="5">協議年月日 令和 7年 9月 27日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">記載者</td> <td style="width: 90%;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">協議事項 現場代理人 〇〇〇〇</td> <td>本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合意事項 工事監督員 〇〇〇〇</td> <td>提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。  例1）（月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。  例2）（月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。</td> </tr> </table> <p>当該協議簿最終取交し日 令和7年9月27日 通し番号 No. 〇</p>	工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課			業者名	(株)〇〇建設	決 裁 欄	決 権	裁 者	主 任 監 督 員	監 督 員	会 社 現 場 主 任 技 術 者	代 理 人	等	責 任 者	協議年月日 令和 7年 9月 27日					記載者	内 容	協議事項 現場代理人 〇〇〇〇	本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。	合意事項 工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。  例1）（月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。  例2）（月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。	<p>年度の更新</p>
工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事		発注者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課																																																								
	業者名	(株)〇〇建設	決 裁 欄	決 権	裁 者	主 任 監 督 員	監 督 員																																																						
会 社 現 場 主 任 技 術 者				代 理 人	等	責 任 者																																																							
協議年月日 令和 6年 9月 27日																																																													
記載者	内 容																																																												
協議事項 現場代理人 〇〇〇〇	本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。																																																												
合意事項 工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。  例1）（月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。  例2）（月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。																																																												
工事名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発注者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課																																																									
	業者名	(株)〇〇建設	決 裁 欄	決 権	裁 者	主 任 監 督 員	監 督 員																																																						
会 社 現 場 主 任 技 術 者				代 理 人	等	責 任 者																																																							
協議年月日 令和 7年 9月 27日																																																													
記載者	内 容																																																												
協議事項 現場代理人 〇〇〇〇	本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。																																																												
合意事項 工事監督員 〇〇〇〇	提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。  例1）（月単位の4週8休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。  例2）（月単位の4週8休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。																																																												

週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要																																																																																																																																								
P16	<p>別紙－5</p> <p style="text-align: center;">週休2日工事【現場閉所】の経費の補正について</p> <p>週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 対象工事は、水産林務部水産局漁港漁場課所管事業の漁場工事とする。 計上方法は以下のとおりとする。</p> <p>1 週休2日を実施する工事については、実施要領4に示す対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、営繕工事は、補正の対象としない。 現場の閉所状況と、各経費補正率は以下のとおり。</p> <p>&lt;現場の閉所状況&gt; 月単位の4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <p>&lt;補正係数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="311 846 739 1037"> <tr> <td></td> <td>月単位の 4週8休</td> </tr> <tr> <td>労務費 ※1</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> </tr> </table> <p>※1 港湾職種（高級船員（船団長）、普通船員、潜水士（潜水世話役）、潜水連絡員、潜水送気員）を含む。</p> <p>&lt;市場単価補正係数一覧&gt; ※月単位の4週8休以上達成のみ適用</p> <table border="1" data-bbox="311 1228 1377 1864"> <thead> <tr> <th></th> <th>市場単価工程</th> <th>市場単価補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>底面工</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>2</td><td>マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>3</td><td>支保工※</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>4</td><td>足場工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>5</td><td>鉄筋工※</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>6</td><td>吊鉄筋工</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>7</td><td>型枠工※</td><td>1.03</td></tr> <tr><td rowspan="2">8</td><td>コンクリート打設工（ポンプ車打設）※</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>9</td><td>止水版工</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>10</td><td>上蓋工</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>11</td><td>伸縮目地工※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>12</td><td>係留柱取付</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>13</td><td>防舷材取付※</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>14</td><td>車止・縁金物取付</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>15</td><td>係留柱撤去</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>16</td><td>防舷材撤去</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>17</td><td>車止撤去</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>18</td><td>電気防食取付</td><td>1.04</td></tr> </tbody> </table>		月単位の 4週8休	労務費 ※1	1.04	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03		市場単価工程	市場単価補正	1	底面工	1.03	2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	3	支保工※	1.04	4	足場工	1.02	5	鉄筋工※	1.04	6	吊鉄筋工	1.04	7	型枠工※	1.03	8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）※	1.04	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※	1.04	9	止水版工	1.04	10	上蓋工	1.04	11	伸縮目地工※	1.02	12	係留柱取付	1.04	13	防舷材取付※	1.04	14	車止・縁金物取付	1.04	15	係留柱撤去	1.04	16	防舷材撤去	1.04	17	車止撤去	1.04	18	電気防食取付	1.04	<p>別紙－5</p> <p style="text-align: center;">週休2日工事【現場閉所】の経費の補正について</p> <p>週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 対象工事は、水産林務部水産局漁港漁場課所管事業の漁場工事とする。 計上方法は以下のとおりとする。</p> <p>1 週休2日を実施する工事については、実施要領4に示す対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、営繕工事は、補正の対象としない。 現場の閉所状況と、各経費補正率は以下のとおり。</p> <p>&lt;現場の閉所状況&gt; 月単位の4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <p>&lt;補正係数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1531 842 1952 1003"> <tr> <td></td> <td>月単位の 4週8休</td> </tr> <tr> <td>労務費 ※1</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> </tr> </table> <p>※1 港湾職種（高級船員（船団長）、普通船員、潜水士（潜水世話役）、潜水連絡員、潜水送気員）を含む。</p> <p>&lt;市場単価補正係数一覧&gt; ※月単位の4週8休以上達成のみ適用</p> <table border="1" data-bbox="1531 1192 2585 1829"> <thead> <tr> <th></th> <th>市場単価工程</th> <th>市場単価補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>底面工</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>2</td><td>マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>3</td><td>支保工※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>4</td><td>足場工</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>5</td><td>鉄筋工※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>6</td><td>吊鉄筋工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>7</td><td>型枠工※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td rowspan="2">8</td><td>コンクリート打設工（ポンプ車打設）※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>9</td><td>止水版工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>10</td><td>上蓋工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>11</td><td>伸縮目地工※</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>12</td><td>係留柱取付</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>13</td><td>防舷材取付※</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>14</td><td>車止・縁金物取付</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>15</td><td>係留柱撤去</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>16</td><td>防舷材撤去</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>17</td><td>車止撤去</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>18</td><td>電気防食取付</td><td>1.02</td></tr> </tbody> </table>		月単位の 4週8休	労務費 ※1	1.02	共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03		市場単価工程	市場単価補正	1	底面工	1.01	2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	3	支保工※	1.02	4	足場工	1.01	5	鉄筋工※	1.02	6	吊鉄筋工	1.02	7	型枠工※	1.02	8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）※	1.02	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※	1.02	9	止水版工	1.02	10	上蓋工	1.02	11	伸縮目地工※	1.01	12	係留柱取付	1.02	13	防舷材取付※	1.02	14	車止・縁金物取付	1.02	15	係留柱撤去	1.02	16	防舷材撤去	1.02	17	車止撤去	1.02	18	電気防食取付	1.02	<p>補正係数の変更 削除</p> <p>補正係数の変更</p>
	月単位の 4週8休																																																																																																																																										
労務費 ※1	1.04																																																																																																																																										
機械経費（賃料）	1.02																																																																																																																																										
共通仮設費率	1.02																																																																																																																																										
現場管理費率	1.03																																																																																																																																										
	市場単価工程	市場単価補正																																																																																																																																									
1	底面工	1.03																																																																																																																																									
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00																																																																																																																																									
3	支保工※	1.04																																																																																																																																									
4	足場工	1.02																																																																																																																																									
5	鉄筋工※	1.04																																																																																																																																									
6	吊鉄筋工	1.04																																																																																																																																									
7	型枠工※	1.03																																																																																																																																									
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）※	1.04																																																																																																																																									
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※	1.04																																																																																																																																									
9	止水版工	1.04																																																																																																																																									
10	上蓋工	1.04																																																																																																																																									
11	伸縮目地工※	1.02																																																																																																																																									
12	係留柱取付	1.04																																																																																																																																									
13	防舷材取付※	1.04																																																																																																																																									
14	車止・縁金物取付	1.04																																																																																																																																									
15	係留柱撤去	1.04																																																																																																																																									
16	防舷材撤去	1.04																																																																																																																																									
17	車止撤去	1.04																																																																																																																																									
18	電気防食取付	1.04																																																																																																																																									
	月単位の 4週8休																																																																																																																																										
労務費 ※1	1.02																																																																																																																																										
共通仮設費率	1.02																																																																																																																																										
現場管理費率	1.03																																																																																																																																										
	市場単価工程	市場単価補正																																																																																																																																									
1	底面工	1.01																																																																																																																																									
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00																																																																																																																																									
3	支保工※	1.02																																																																																																																																									
4	足場工	1.01																																																																																																																																									
5	鉄筋工※	1.02																																																																																																																																									
6	吊鉄筋工	1.02																																																																																																																																									
7	型枠工※	1.02																																																																																																																																									
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）※	1.02																																																																																																																																									
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※	1.02																																																																																																																																									
9	止水版工	1.02																																																																																																																																									
10	上蓋工	1.02																																																																																																																																									
11	伸縮目地工※	1.01																																																																																																																																									
12	係留柱取付	1.02																																																																																																																																									
13	防舷材取付※	1.02																																																																																																																																									
14	車止・縁金物取付	1.02																																																																																																																																									
15	係留柱撤去	1.02																																																																																																																																									
16	防舷材撤去	1.02																																																																																																																																									
17	車止撤去	1.02																																																																																																																																									
18	電気防食取付	1.02																																																																																																																																									



週休2日工事実施要領 新旧対照表

掲載頁	旧	新	摘要																																																																								
P19	<p>また、工事監督員は、受注者が下記の項目を履行できた場合、施行成績評定において評価を行うこととする。  「週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日（土日）を達成している。」</p> <p>工事監督員は以下の手順により設定を行うこと。  【成績評定における評価項目】  主任監督員  様式-4C②  5. 創意工夫 I. 創意工夫 ■ 施行関係 17. その他  理由は「週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日（土日）を達成している。」を記載し、評価する。</p> <table border="1" data-bbox="276 688 1442 1201"> <thead> <tr> <th colspan="2">様式-4C②</th> <th>工事番号</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工事成績採点の考査項目別運用表</th> <th></th> </tr> <tr> <th colspan="2">[記入方法] 該当する項目に1を入れる。</th> <th>(土木・主任又は総括監督員用)</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>細別</th> <th>工事事項 1/2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 創意工夫</td> <td>I. 創意工夫</td> <td>■ 施工関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 6. 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 12. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 13. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 14. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 15. 特殊な工法や材料を用いた工事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 17. その他（理由： ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目1点の加点とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式-4C②		工事番号	工事成績採点の考査項目別運用表			[記入方法] 該当する項目に1を入れる。		(土木・主任又は総括監督員用)	評価項目	細別	工事事項 1/2	5. 創意工夫	I. 創意工夫	■ 施工関係			<input type="checkbox"/> 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 6. 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 12. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 13. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。			<input type="checkbox"/> 14. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。			<input type="checkbox"/> 15. 特殊な工法や材料を用いた工事。			<input type="checkbox"/> 16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。			<input type="checkbox"/> 17. その他（理由： ）			※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目1点の加点とする。		小計			<p>完全週休2日（土日）を達成した場合の施行成績評定における評価を廃止</p>
様式-4C②		工事番号																																																																									
工事成績採点の考査項目別運用表																																																																											
[記入方法] 該当する項目に1を入れる。		(土木・主任又は総括監督員用)																																																																									
評価項目	細別	工事事項 1/2																																																																									
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■ 施工関係																																																																									
		<input type="checkbox"/> 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 6. 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 12. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 13. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 14. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 15. 特殊な工法や材料を用いた工事。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。																																																																									
		<input type="checkbox"/> 17. その他（理由： ）																																																																									
		※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目1点の加点とする。																																																																									
	小計																																																																										

## 週休2日工事実施要領

### 1 目的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

本要領は、水産基盤整備事業（漁場）における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

### 2 適用

令和8年（2026年）1月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

### 3 対象工事

「水産基盤整備事業（漁場）の工期設定の考え方について（令和7年1月22日付け漁港第842号）」などで週休2日による工期設定を行える工事。

ただし、緊急工事など週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日・猛暑、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものをいう。

### 4 週休2日とは

本工事における「月単位の週休2日【現場閉所】」とは対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間（12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3）及び夏期休暇3日間（8/13, 14, 15）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものと

する。

## 5 現場閉所とは

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

## 6 発注方式

受注者が、工事着工前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望型での発注とする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。

## 7 補正方法

当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は減額の設計変更を行う。

ただし、本要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」）に対して判断する。

よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。

（例）

- ①工事着工前に「月単位の週休2日」による取組を協議した場合
  - ・ 月単位の週休2日を達成した場合は、設計変更を行わない。
  - ・ 月単位の週休2日が未達成の場合は、減額の設計変更を行う。
- ②工事着工前に「通期の週休2日」による取組を協議した場合
  - ・ 結果的に月単位の週休2日を達成した場合でも、減額の設計変更を行う。

## 8 週休2日工事の実施における留意事項

- 1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。
- 2) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。
- 3) 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。
- 4) 受注者は、地元対応や緊急対応など、やむを得なく休日出勤する場合又は休日出勤した場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。  
なお、現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 5) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行うものとする。  
※関係書類として、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。
- 6) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。
- 7) 週休2日工事【現場閉所】において、現場閉所率が月単位の4週8休に満たない場合は以下の経費を減額する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

### 【対象経費】

漁場工事： 労務費※、共通仮設費※、現場管理費※

※月単位の4週8休以上達成のみ適用

- 8) 週休2日工事【現場閉所】においては、海上作業<sup>※1</sup>と陸上作業を分離し、それぞれに、工程管理、品質管理、技術上の指揮監督を担当する技術者<sup>※2</sup>を配置して施工を進める場合は、海上作業と陸上作業で異なる日を現場閉所日に設定できることとする。

履行確認方法：海上作業、陸上作業それぞれの週休2日対象確認期間に対する現場閉所日数を合算し現場閉所率を算出する。

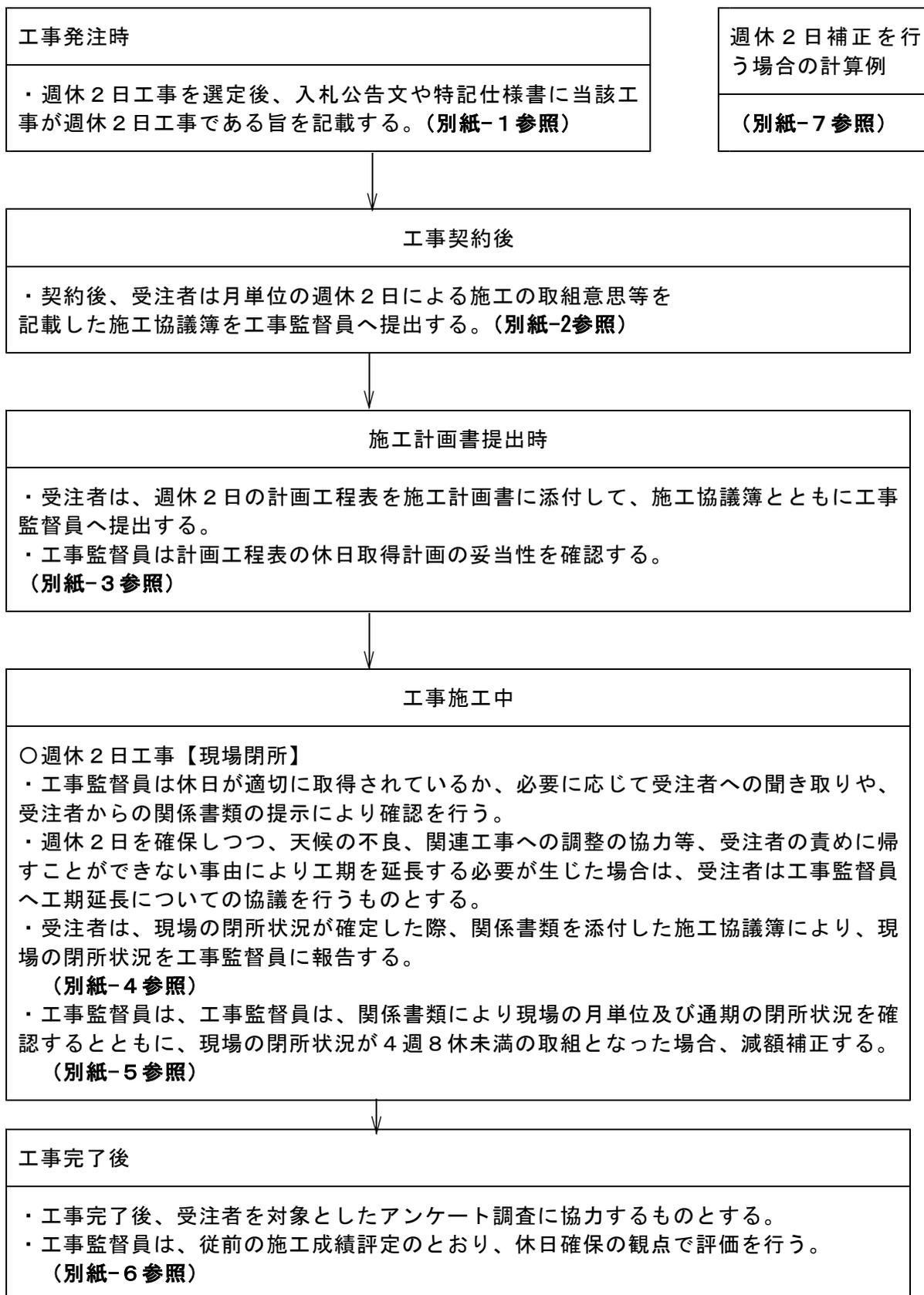
- ※1 海上作業とは、作業船使用若しくは水中作業等海象条件の影響を受ける作業をいう。  
※2 それぞれを担当する技術者に必要な資格等は特に規定しないが、担当技術者が主任（監理）技術者と異なる場合においても、主任（監理）技術者は、担当技術者と緊密に連携し工事全体に対して主任（監理）技術者としての職務を果たすこととする。

- 9) 週休2日は土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

## 9 その他

- 1) 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査に協力するものとする。  
※アンケート調査の依頼については、別途通知する。  
2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

## 10 工事実施フロー



## 別紙－ 1

### 1 入札公告・入札説明書の記載例 入札の公告

「1 入札に付する事項」に以下を追記する。  
(番号) 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。

#### 《総合評価方式による落札者を決定する場合》

《総合評価方式による落札者を決定する場合》  
「(番号) 総合評価の方法」に以下を記載する。  
総合評価落札方式において、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。

※指名競争入札による場合は、別記を指名通知に添付するものとする。

#### 別記

##### 週休 2 日工事に係る指名競争入札について

この工事は、月単位の「週休 2 日工事」の対象工事であるため、次の事項を承認の上、競争入札に参加して下さい。

1. 受注者は、契約後、月単位の週休 2 日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。
2. 実施方法等は特記仕様書によるものとする。

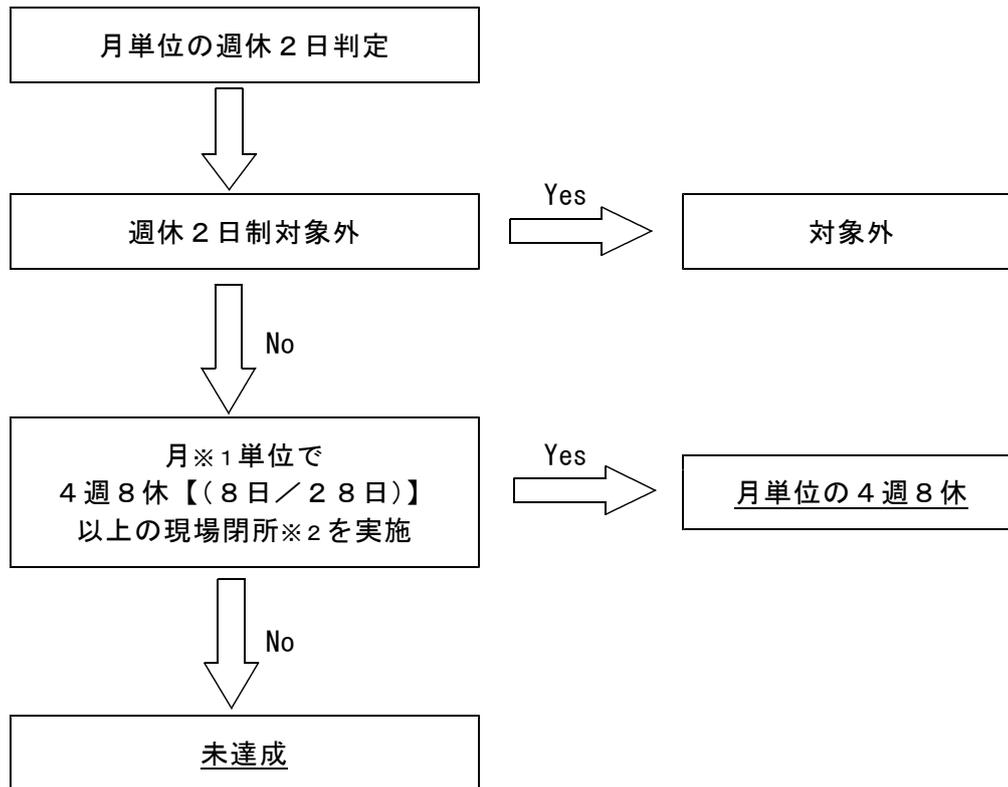
### 2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。

(水産土木工事共通仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 ○○参照)

週休2日達成工事等の判定フロー



【週休2日工事達成等の判定フロー（補足）】

- ※1 「月」は、暦の月に基づくものとする。暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計回数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものと見なす。
- ※2 地元説明会など発注者の指示により、受注者の責によらず土曜日または日曜かその両方を閉所していない場合、代替日を設定している際は達成したとみなす。

# 「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

## 参考

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

「月単位で週休2日を達成していない工事」

なお、曆上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

黄色塗:閉所日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27
	29	30	31			

→35.4%(11日/31日)

黄色塗:閉所日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28			

→32.1%(9日/28日)

黄色塗:閉所日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	31

→29.0%(9日/31日)

黄色塗:閉所日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27
	29	30	31			

→35.4%(11日/31日)

黄色塗:閉所日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28			

→32.1%(9日/28日)

黄色塗:閉所日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	31

→22.5%(7日/31日)

黄色塗:閉所日

例1)						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	31

→25.8%(8日/31日)  
→現場閉所8日≥土日計8日  
→月単位で4週8休を達成

黄色塗:閉所日

例2)						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	31

→25.0%(3日/12日)  
→現場閉所3日≥土日計2日  
→月単位で4週8休を達成

黄色塗:閉所日

例3)						
日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	31

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

30.0%  
(27日/90日)  
※工期全体では達成している

記載例（工事契約後）

## 工事施工協議簿

〔指示・承諾・協議・確認〕

工 事 名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発 注 者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課		
		決 裁 欄	決 裁 者		主 任 監 督 員	監 督 員
			決 裁 者		会 社 現 場 主 任 責 任 者 等 代 理 人 技 術 者	
業 者 名	(株)〇〇建設	協 議 年 月 日	令和 7 年 6 月 3 日			
協 議 事 項	記 載 者	内 容				
	現 場 代 理 人 〇 〇 〇	<p>例 1)</p> <p>当工事において、月単位の週休 2 日による施工を実施しません。</p> <p>例 2)</p> <p>当工事において、月単位の週休 2 日による施工を希望します。</p>				
合 意 事 項		<p>例 1)</p> <p>了解しました。 共通仕様書にも記載のとおり、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を実施してください。 なお、当初計上していた月単位の 4 週 8 休の経費補正については考慮しない設計変更を行います。</p> <p>例 2)</p> <p>了解しました。 月単位の週休 2 日による施工を実施してください。 また、月単位の週休 2 日の計画工程表を提出願います。</p>				
当 該 協 議 簿 最 終 取 交 し 日		令和 7 年 6 月 3 日		通 し 番 号		No. 〇

記載例（施工計画書提出時）

## 工 事 施 工 協 議 簿

〔指示・承諾・協議・確認〕

工 事 名	○○○○地区 ○○○魚礁設置工事	発 注 者		北海道○○振興局 産業振興部水産課		
	業 者 名	(株)○○建設	決 裁 欄	決 権	裁 者	主 任 監 督 員
				主 任 監 督 員	監 督 員	主 任 技 術 者
協 議 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 0 日			会 社 現 場 主 任 責 任 者 等 代 理 人 技 術 者		
協 議 事 項	記 載 者	内 容				
	現 場 代 理 人 ○○○	<p>海上作業と陸上作業を区分した週休2日の計画工程表を提出します。                  施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日確保資料として、                  休日等取得実績調書を提出します。</p>				
合 意 事 項	工 事 監 督 員 ○○○	<p>提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。                  また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を                  進めてください。                  なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。</p>				
当 該 協 議 簿 最 終 取 交 し 日		令和7年6月10日	通 し 番 号		No. ○	





[陸上作業と海上作業を分離する場合]

\* 本様式は、施工計画書提出時に施工協議簿に添付すること。  
また、必要に応じて修正して使用すること。

(記載例)

週休2日の取組に係る担当技術者の通知

年 月 日

(発注者)

〇〇(総合)振興局長 様

(受注者)

株式会社 〇〇建設  
代表取締役 〇〇 〇〇

本工事において、陸上作業と海上作業<sup>(注1)</sup>で異なる日を現場閉所日としたいので、次のとおり  
工程管理、品質管理、技術上の指揮監督を担当する技術者(以下、「担当技術者<sup>(注2)</sup>」という。)の  
配置について通知します。

記

1. 工事名

北海道〇〇〇〇地区〇〇〇魚礁設置工事

2. 海上作業を実施する期間

令和6年8月27日から令和6年9月30日まで

なお、上記期間以外における海上作業は陸上作業に含めて管理します。

3. 担当技術者

区 分	陸上作業	海上作業
担 当 技 術 者 役 職 ・ 氏 名	監理技術者(現場代理人) 〇〇 〇〇	— △△ △△
緊急時の連絡先	TEL E-mail	TEL E-mail

(注1) 海上作業とは、作業船使用若しくは水中作業等海象条件の影響を受ける作業をいう。

(注2) それぞれの区分を担当する技術者に必要な資格等は特に規定しないが、担当技術者が主任(監理)技術者と異なる場合においても、主任(監理)技術者は、担当技術者と緊密に連携し工事全体に対して主任(監理)技術者としての職務を果たすこと。

記載例（履行確認時）

## 工 事 施 工 協 議 簿

〔指示・承諾・協議・確認〕

工 事 名	〇〇〇〇地区 〇〇〇魚礁設置工事	発 注 者		北海道〇〇振興局 産業振興部水産課				
	業 者 名	(株) 〇〇建設	決 裁 欄	決 権	裁 者		主 任 監 督 員	監 督 員
協 議 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 7 日				会 社 現 場 主 任 責 任 者 等 代 理 人 技 術 者			
協 議 事 項	記 載 者	内 容						
	現 場 代 理 人 〇 〇 〇 〇	<p>本工程における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。</p>						
合 意 事 項	工 事 監 督 員 〇 〇 〇 〇	<p>提出資料により、現場閉所状況（率）を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。</p> <p>例 1）（月単位の 4 週 8 休以上の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で 4 週 8 休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。</p> <p>例 2）（月単位の 4 週 8 休未満の場合） 提出資料により、現場閉所状況（率）が月単位で 4 週 8 休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続きを行います。</p>						
当 該 協 議 簿 最 終 取 交 し 日		令和 7 年 9 月 2 7 日	通 し 番 号		No. 〇			





## 週休 2 日工事【現場閉所】の経費の補正について

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。  
対象工事は、水産林務部水産局漁港漁場課所管事業の漁場工事とする。  
計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、実施要領 4 に示す対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、営繕工事は、補正の対象としない。

現場の閉所状況と、各経費補正率は以下のとおり。

## ＜現場の閉所状況＞

月単位の 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の場合

## ＜補正係数＞

	月単位の 4 週 8 休
労務費 ※ 1	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

※ 1 港湾職種（高級船員（船団長）、普通船員、潜水士（潜水世話役）、潜水連絡員、潜水送気員）を含む。

## ＜市場単価補正係数一覧＞ ※月単位の 4 週 8 休以上達成のみ適用

	市場単価工程	市場単価補正
1	底面工	1. 0 1
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1. 0 0
3	支保工※	1. 0 2
4	足場工	1. 0 1
5	鉄筋工※	1. 0 2
6	吊鉄筋工	1. 0 2
7	型枠工※	1. 0 2
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）※	1. 0 2
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）※	1. 0 2
9	止水版工	1. 0 2
1 0	上蓋工	1. 0 2
1 1	伸縮目地工※	1. 0 1
1 2	係留柱取付	1. 0 2
1 3	防舷材取付※	1. 0 2
1 4	車止・縁金物取付	1. 0 2
1 5	係留柱撤去	1. 0 2
1 6	防舷材撤去	1. 0 2
1 7	車止撤去	1. 0 2
1 8	電気防食取付	1. 0 2
1 9	防砂目地板取付工（陸上施工）	1. 0 2

20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
22	港湾構造物塗装工（係留柱・車止・縁金物）	1.01
23	ペトロラタム被覆	1.02
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
26	かき落とし工	1.02
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
29	灯浮標設置・撤去	1.01
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
31	異形ブロック製作 型枠工	1.02
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
	異形ブロック製作 給熱養生	1.01

※潮待ちを含む

## 2 補正方法

### 受注者希望型

当初予定価格から月単位における4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、補正係数を乗じない。

ただし、本要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」）に対して判断する。

よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。

※設計変更の事例については、[7 補正方法] を参照

別紙－6

週休2日工事における施行成績評定の取扱いについて

週休2日【現場閉所】の確保の評価は、週休2日を標準としたことから、それ自体の評価を行わない。従前の施工成績評定のとおり、休日確保の観点で、下記において評価を行う。

( 考査項目別運用表 様式－2K④及び様式－③K 2. 施行状況 II. 工程管理)

様式－2K④(土木用)

工事成績採点の考査項目別運用表

工事番号

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a		b	c	d		e
		該当	評価	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切である。	
2. 施工状況	II. 工程管理			「評価対象項目」				
				<input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取組を行っている。		<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				<input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。				
				<input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。				
				<input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。				
				<input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。				
				<input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。				
				<input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。				
				<input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。				
				<input type="checkbox"/> 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。				
		<input type="checkbox"/> その他（理由： _____）						

様式－3K①(土木用)

工事成績採点の考査項目別運用表

工事番号

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

(共通・主任監督員等用)

評価項目	細別	a		b	c	d		e
		該当	評価	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。	
2. 施工状況	II. 工程管理			「評価対象項目」				
				<input type="checkbox"/> 気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。		<input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 受注者の起因により工期内に工事を完成させなかった。（但し、工事監督員からの文書による改善指示による場合を除く）
				<input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
				<input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
				<input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民の生活サイクルへの配慮がみられた。				
				<input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。				
				<input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。				
				<input type="checkbox"/> その他（理由： _____）				
該当数		※該当5項目以上…a、3項目以上…b、その他は…cとする。						
評価								
点数								

## 間接工事費に係る週休 2 日補正の計算について

間接工事費に係る週休 2 日の補正の計算については、次の計算例による。

## 1 共通仮設費率

## 1) 共通仮設費率の求め方

## ① 共通仮設費率 (定率)

$K_r$  : 設計積算基準に基づく共通仮設費対象額によって算出された率 (%)

## ② 共通仮設費率 (補正後)

$(K_r \times B) + A =$  共通仮設費率 (補正後)

ただし、 $A$  : 施工地域、工事場所による補正值 (%)

$B$  : 海上輸送に要する補正係数

## ③ 共通仮設費率 (週休 2 日の補正)

共通仮設費率 (補正後)  $\times$  週休 2 日の補正係数

## 2) 共通仮設費率の計算例 (月単位の 4 週 8 休)

適用工種	漁港漁場関係工事 (構造物工事)
(P) 共通仮設費対象額	30,000,000 円

## 共通仮設費率内訳

( $K_r$ ) 定率	5.96%	$K_r = a \cdot P^b$ (少数第 3 位四捨五入) a 132.7 b -0.1802
補正率		
(A) 施工地域、工事場所による補正	1.50%	区分：市街地に係る地域
(B) 海上輸送に要する補正	1.68	区分：構造物工事
共通仮設費率 (補正後)	11.51%	$(K_r \times B) + A$ (少数第 3 位四捨五入)
週休 2 日の補正		
4 週 8 休の補正係数	1.02	月単位の 4 週 8 休以上
共通仮設費率 (週休 2 日の補正)	11.74%	共通仮設費率 (補正後) $\times$ 1.02 (少数第 3 位四捨五入)

$$\begin{aligned} \text{共通仮設費 (率分)} &= 30,000,000 \text{ 円} \times 11.74\% \\ &= 3,522,000 \text{ 円} \quad (\text{千円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

## 2. 現場管理費

## 1) 現場管理費率の求め方

## ① 現場管理費率 (定率)

$J_o$  : 設計積算基準に基づく現場管理費対象額によって算出された率

## ② 現場管理費率 (補正後)

$J_o + A + B =$  現場管理費率 (補正後)

ただし、 $A$  : 施工地域、工事場所による補正值 (%)

$B$  : 施工時期、工事期間等による補正值 (%) ※

※ 冬季補正、緊急工事による補正、熱中症対策補正<sup>(注)</sup> の合計 (最大 2%)

(注) 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について(令和元年8月1日付け水振第324号)に基づく現場管理費の補正值

③現場管理費率(週休2日の補正)

現場管理費率(補正後) × 週休2日の補正係数

2) 現場管理費率の計算例(月単位の4週8休)

適用工種	漁港漁場関係工事(構造物工事)
積算工期	7月21日~12月20日 153日間
11月1日~翌3月31日までの工事期間	50日(11月1日~12月20日)
工事期間中の真夏日	25日(実績)
Np) 現場管理費対象額	33,520,000円

現場管理費率内訳

J o) 定率	23.46%	$J o = a \cdot N p^b$ a 40.5 b -0.0315
補正率		
A) 施工地域、工事場所による補正值	1.50%	区分:市街地に係る地域
B) 施工時期、工事期間等による補正值	0.65%	$b_1 + b_2 + b_3$ 最高2%
b 1) 冬季補正	0.46%	冬季率 × 補正係数
冬季率	0.33%	冬季50/工期153
補正係数	1.4	3級地
b 2) 緊急工事による補正	0.00%	
b 3) 熱中症対策補正	0.19%	真夏日率 × 補正係数
真夏日率	0.16%	真夏25/工期153
補正係数	1.2	
現場管理費率(補正後)	25.61%	$J o + A + B$
週休2日の補正		
4週8休の補正係数	1.03	月単位の4週8休以上
現場管理費率(週休2日の補正)	26.38%	現場管理費率(補正後) × 1.03 (少数第3位四捨五入)

$$\begin{aligned} \text{現場管理費(率分)} &= 33,520,000\text{円} \times 26.38\% \\ &= 8,840,000\text{円} \quad (\text{1万円未満切り捨て}) \end{aligned}$$